

議案第 8 1 号

関市ふれあいセンター条例の一部改正について

関市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市板取ふれあいセンターを設置するため、この条例を定めようとする。

関市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

関市ふれあいセンター条例（平成5年関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

関市板取ふれあいセンター	関市板取1643番地17
--------------	--------------

別表12の表の次に次の1表を加える。

13 関市板取ふれあいセンター

区分	使用料（円）					
	午前	午後	夜間	午前及び 午後	午後及び 夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後5時3 0分～午後 9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
大会議室1	450	600	600	1,050	1,200	1,650
大会議室2	450	600	600	1,050	1,200	1,650
小会議室	150	200	200	350	400	550
和室1	150	200	200	350	400	550
和室2	150	200	200	350	400	550

備考

- 1 やむを得ない理由により、使用時間区分以外の時間に使用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。

区分	使用料（円）				
	大会議室1	大会議室2	小会議室	和室1	和室2
延長料金（30分）	90	90	30	30	30

- 2 使用者が冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、1室420円を徴収する。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合又は営利目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2倍の額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

### (準備行為)

- 2 市長は、施行の日前においても、改正後の関市ふれあいセンター条例第2条に規定する関市板取ふれあいセンターに係る使用許可申請の受付、指定管理者の指定その他の準備行為をすることができる。